

# 総務常任委員会

令和7年6月11日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小城 世督  
嶋田 善行  
中川 議長

○横田 敏文  
宮崎 和彦

伴 吉晴  
木澤 正男

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 中西 和夫 | 副 町 長     | 加藤 惠三 |
| 教 育 長     | 山本 雅章 | 総 務 部 長   | 西巻 昭男 |
| 総 務 課 長   | 松岡 洋右 | 同 課 長 補 佐 | 乾 裕貴  |
| 安全安心課長    | 曾谷 博一 | 同 課 長 補 佐 | 山本 潤  |
| 政策財政課長    | 中尾 歩美 | 同 課 長 補 佐 | 関元 佑治 |
| 税 務 課 長   | 真弓 啓  | 同 係 長     | 栗巢 仁也 |
| 会 計 管 理 者 | 安藤 晴康 | 教 育 次 長   | 本庄 徳光 |
| 教委総務課長    | 仲村 佳真 | 同 課 長 補 佐 | 松本 暢之 |

## 3. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 福田 善行 | 同 係 長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前９時）

署名委員 横田委員、伴委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この１年間委員長を務めさせていただきます。横田副委員長ともどもよろしくお願いいたします。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、横田委員、伴委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。初めに、  
１．付託議案 （１）議案第３３号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。

総務課長

それでは、付託議案 （１）議案第３３号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明とさせていただきます。よろしくお願をいたします。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧いただきたいと思います。

この条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度が拡充されたことに伴いまして、本条例において所要の改正を行うものでございます。

はじめに、1の主な改正内容です。(1)部分休業制度の拡充といたしましては、①部分休業制度の柔軟化を図るため、2つの形態を設けることとしております。1つといたしまして、「1日につき2時間の範囲内での部分休業」で、これを「第一号部分休業」とし、現行制度の「勤務時間の始め又は終わりに限り取得可能とする取扱い」を廃止することとしております。

2つとして、「1年につき10日相当の範囲内での部分休業」、これを「第二号部分休業」とし、この2つの形態を設けるものであります。

②部分休業の取得につきましては、この2つの形態のいずれかを選択することといたします。

次に、2.施行期日等です。本条例は、令和7年10月1日から施行します。

なお、経過措置として、①「第二号部分休業」につきまして、令和7年度では、「10日相当」を「5日相当」に読み替えることといたします。また、②本条例の施行日前におきましても、改正後の条例による部分休業の請求を行おうとする職員は、令和7年7月1日以降、当該請求を行うことができることといたします。

以上をもって、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 すみません、ちょっとわからなかったので教えてほしいんですけども、これ改正前は時間始め又は終わりに限り取得可能であって、もともと時間制で取れていたのが、こういう形になったんでしょうか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 現行制度につきましては勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲内で取得が可能という形で行っていました。これを今申しあげました、ひとつは始めと終わりに限

るという運用を廃止する取り扱い規定、それともうひとつ10日範囲内での部分休業というような二つの形態を設けるということになりました。

木澤委員      もともと現行制度での実績ってどれぐらいあったんですか。

総務課長      7年5月1日現在でございますけれども、8人の職員が制度を利用しているところでございます。

委員長          伴委員。

伴委員          これ二つの選択ということになって、どっちか選ぶと、これ育児休業ということ  
で期間とかあるんやと思いますが、1日につき2時間、これはどれぐらいの期間  
それが使えるっていうか、片方のやつは10日程度で、これ書いてますわな、二つ  
目の選択の1つ、上のやつは2時間の範囲で部分休業、これはどれぐらいの期間使  
えるっていうか、その辺がわかりませんねんけど、僕が勘違いしていたらあれです  
ねんけども、ちょっと教えてください。

委員長          松岡総務課長。

総務課長      小学校就学前の子がいるお子さんについて取得することができる制度でござい  
まして、この10日というのは1年度間で10日ということと、あと現行の制度につ  
きましては日数の限りはございませんけれども、1日2時間の限度というような2  
つの形態でございます。

伴委員          ということは、小学校行くまでのお子さんを持ってたら、仕事始めか仕事終わり  
2時間、部分休業させてもらえると、こういうことになっているわけですか。初め  
て知りましたわ、よろしいでんな。よう分かりました。10日もそらそうかもわか  
らんけど、結構期間が長いですな。お子さんが何人かいはったら結構いけるもので  
っか、制限ないわけですか。もう一度お願いします。

総務課長      ただ、この部分休業につきましては、無給になりますので、休業取得した実績に

応じまして、給料の減額をしたうえでの運用となりますので、このあたり職員の取得に際して、配慮していく必要があるのかなというふうに考えるものでございます。

伴委員      そりゃもちろんそうやと思いますわ。たぶん民間も同じようなことになっているのか、ちょっとそのあたりも知りませんが、今の世の中そんな形になっていると、そういう認識にさせていただきます、わかりました。

委員長      嶋田委員。

嶋田委員      これ例えばね、3時間取らはったと、2時間はこの制度使えと、あとの1時間は代休いうんですか、それを使えるということが可能なんですか。

総務課長      有給休暇と組み合わせての取得はもちろん可能でございます。

委員長      ほかにございませんか。      中川議長。

議 長      有給って1時間だけ有給とかもあるねんな。知らなかった。

委員長      松岡総務課長。

総務課長      時間単位の有給休暇の取得は可能でございます。

委員長      ほかにございませんか。

(   な      し   )

委員長      これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(   異議なし   )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第３３号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第３４号 令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、議案第３４号 令和７年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

政策財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の７ページから８ページをお願いいたします。

第１５款 国庫支出金、第２項 国庫補助金では、第２目 民生費国庫補助金で、法律改正に伴う障害福祉システムの改修費用が補助対象となることから、２４万７千円の増額、第５目 消防費国庫補助金で、災害対応ドローンの導入費用に係る補助金が不採択となったことから、２３５万８千円の減額、第７目 商工費国庫補助金で、本町への観光客誘致を目的として実施する地域観光魅力向上事業が補助対象となることから、６００万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

９ページから１０ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第３款 民生費、第１項 社会福祉費では、第７目 障害福祉費で、歳入で申しあげました、障害福祉システムの改修費用として、４９万５千円の増額をお願いするものであります。

第９目 介護保険事業操出費では、介護保険制度改正等に伴う介護保険システムの改修費用の繰出として、９９万円の増額をお願いするものであります。

次に、第４款 衛生費、第１項 保健衛生費では、第２目 感染症予防費で、ヒ

トパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種費用として、626万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第3目 観光費で、歳入で申しあげました、地域観光魅力向上事業の実施に係る費用として、800万円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、歳入で申しあげました、補助金の不採択による災害対応ドローンの導入費用に係る不用額として、あわせて254万1千円の減額をお願いするものであります。

11ページから12ページをお願いいたします。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正にかかる財源として、932万1千円の充当をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

政策財政  
課長

以上で、議案第34号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につきましては説明がされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

ドローンの補助金不採択やったということなんですけども、これってまた来年度で国の補助金を取りにいったって、導入を図ろうと思ってるのか、今後についてはどういうふうにしようと思ってるんですか。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長      ご質問のドローンの導入につきましては、災害時における迅速な被害確認や、情報収集の強化を図るために、大変有意義な資機材と認識していることから、有利な補助制度の情報収集に努めながら、またドローンの配備に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

木澤委員      また来年度のことなんで、国の予算がどうなっているかわからないんですけど、たぶん全国からこういう自治体の申し込みが殺到しているんじゃないと思うんですけど、補助金採択されればいいですけど、なかなか採択されない状況のままずっと行くことになって、導入が遅れてしまうのもどうなのかなと思うんですけど、そこはどう考えてはるんですか。

安全安心  
課長      できるだけ、一般財源を抑えながらというところで、有利な補助金の方を情報収集、先ほども申しあげました、情報収集させていただいて、また色々な補助制度も、新たに、今委員おっしゃっていただいているような形で、新たな補助制度もできてきているというところもございまして、そちらの方、順番に申請をさせていただく中で、導入に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

委員長      ほかにございませんか。      伴委員。

伴委員      私もドローンの件ですねんけども、これはやっぱり、山間部の方が有利に採択されとか、そういうふうな情報とか、本当にこの辺がなかなか難しかったんかなというふうな、そういう感触っていいですか、そのあたり、なんか情報をつかんでおられるかお聞きします。

委員長      曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長      おっしゃる通りに、今年の同じような補助で申請しているところだと、委員おっしゃっていただくように山間部のところが採択されているという情報はいただいているところでございます。順番にというところもございまして、申請は必ずさせていただく形を目指していきたいと考えております。

|            |                                                                                                |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長        | 中川議長。                                                                                          |
| 議 長        | 優先順位をつけて、国は補助金つけたって聞いた覚えあるねんけども、この近隣でついたところってあるのかな。ないのかな。                                      |
| 委員長        | 曾谷安全安心課長。                                                                                      |
| 安全安心<br>課長 | 生駒郡内ではございません。南の方の市町村ということでは聞いております。                                                            |
| 議 長        | 何町ぐらい、何自治体ぐらいこの補助受けたんか把握していたら教えてもらえますか。                                                        |
| 安全安心<br>課長 | 奈良県の数値というのは、ちょっと把握していないところでございます。                                                              |
| 委員長        | 西巻総務部長。                                                                                        |
| 総務部長       | 全国の実績で申し上げますと、全国で97自治体が採択受けているという状況にございます。奈良県内では、2自治体というふうに聞いております。                            |
| 議 長        | その2自治体というのは、どことどこというのは公表されてないねんな。                                                              |
| 委員長        | 西巻総務部長。                                                                                        |
| 総務部長       | ドローンとしては採択は受けてない状況にございました。補助金もほかの事業がございまして、ドローンだけではないので、他の整備もございまして、6年度においてはなかったというふうに聞いております。 |
| 委員長        | 嶋田委員。                                                                                          |
| 嶋田委員       | これドローン、機械設備だけやなしに、操縦者の育成という部分にも補助金が出るわけですか。                                                    |

|        |                                                                                                                                                                                                           |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長    | 曾谷安全安心課長。                                                                                                                                                                                                 |
| 安全安心課長 | 今、新しい補助制度では、ドローンの航空法に基づく操縦者の補助金、補助制度もありますが、この今我々が導入していこうというところについては操縦資格というのは特に必要はないものになっております。今、消防団で職員の者がこのドローンを操縦するということで、昨年度から順次研修にまいりまして、操縦の訓練を順次行っているところでございます。                                       |
| 委員長    | ほかにございませんか。                                                                                                                                                                                               |
|        | ( な し )                                                                                                                                                                                                   |
| 委員長    | これをもって、質疑を終結します。<br>お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。                                                                                                                                         |
|        | ( 異議なし )                                                                                                                                                                                                  |
| 委員長    | 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。<br>次に、(3)議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、また、(4)議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての2議案は関連する議案ですので、一括議題といたします。<br>理事者の説明を求めます。 松岡総務課長。 |
| 総務課長   | それでは、付託議案(3)議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び、(4)議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、一括して、ご説明をさせていただきます。<br>はじめに、議案第37号でございます。                                                             |

議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

総務課長

本条例の改正内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって、説明といたします。

条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧くださいと思います。

この条例改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、選挙長等の費用弁償額等の基準が改定されたことに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

はじめに、1の改正内容です。(1)の選挙関係の特別職の職員の報酬等の改定といたしまして、選挙長及び開票管理者など、お示ししてございます6つの区分の特別職の職員の報酬について、それぞれ金額の改定を行うものでございます。

次に、2の施行期日等です。この条例は、公布の日から施行することといたしまして、施行の日以後にその期日を公示又は告示される選挙、投票等に係る報酬について適用することといたします。

それでは、続きまして、議案第38号でございます。

議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

総務課長

本補正予算は、先に説明をいたしました、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正による、選挙関係の特別職の職員の報酬等の改定に伴い、今年度執行が見込まれる選挙に係る経費に関する補正でございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第16款 県支出金、第3項 県委託金では、第1目 総務費県委託金で、参議院議員選挙における投票管理者等の特別職の報酬改定に伴い、42万6千円の増額

をお願いするものでございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第2款 総務費、第4項 選挙費では、第3目 参議院議員選挙費で、歳入で申しあげました、投票管理者等の特別職の報酬改定に伴い、あわせまして42万6千円の増額、また、同様の理由により、第4目 町長選挙費であわせて27万8千円の増額、第5目 斑鳩町議会議員選挙費で、4千円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源といたしまして、28万2千円の充当をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

総務課長 以上、議案第37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第38号 令和7年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についての説明といたします。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 前回でしたかね、委員会の報酬一覧表みたいななんあって、その時に選挙管理委員会だけが年額になっていたと思うんです。ほんならこれ、詳細を見ると1回につきいくらいうふうに上がってますね。これ年額で、結局計算するわけなんですか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 今回、改定をさせていただく区分と申しますのは、選挙管理委員会の委員の報酬ではございませんでして、選挙にかかります投票管理者、投票立会人等、選挙執行に関して特別に選任される、特別職の職員の報酬でございますので、年額に換算するということではなく、その任務の回数に応じて執行させていただくものでございます。

嶋田委員　　ここで選挙長というのは、選挙管理委員会の長ではないんですか。

総務課長　　国政選挙でしたら開票管理者、町政選挙でしたら選挙長というような、開票を司る町の役職でございます。

嶋田委員　　町の役職はわかるんです。選挙管理委員会の長が選挙長になるのではないんですか。

総務課長　　もちろん、選挙管理委員会の委員長が選挙長を務める例がこれまで多くございました。

嶋田委員　　そしたらここに選挙長ってありますわな、これは選挙管理委員会の中の役職を兼ねてやっているわけでしょ。ほんなら二重払いでもないんですか。

委員長　　暫時休憩いたします。

（　午前9時28分　休憩　）  
（　午前9時30分　再開　）

委員長　　再開します。　松岡総務課長。

総務課長　　選挙管理委員会の委員の報酬と申しますのは、選挙管理委員会を運営するにあたりましての委員報酬でございます。このたびの兼ねて選任されることが多い選挙長等でございますけれども、これにつきましては、選挙にかかる特別の任務として従事される際の報酬でございますので、別物としてお考えいただければと思います。

嶋田委員　　わかったようなわからんような。同じ人がやっているねんから、二重払いと考えるもおかしくはないんで、これまた僕も勉強させてもらいますわ。

委員長　　これをもって、質疑を終結します。

それでは順にお諮りいたします。

まず、議案第37号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第38号についてお諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町の学校教育についてを議題といたします。  
理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、2 継続審査の(1) 斑鳩町の学校教育についてご説明をさせていただきます。

はじめに、斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会の審議状況についてであります。

斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会におきましては、斑鳩町立学校の適正規模及び適正配置等に係る方針について、昨年、令和6年8月20日付けで、斑鳩町教育委員会からの諮問を受け、令和6年度、令和7年度の2年間を目途として、答申を取りまとめるというスケジュールの中、これまで、5回の会議が開催され、議論がすすめられているところであります。

前回、去る5月30日に開催されました第5回目の会議では、昨年度、実施されました学校の規模、配置のほか、学校の地域における拠点としての役割などに関す

る保護者、町民、教職員に対するアンケート調査結果などに基づき、答申素案について議論が進められたところであります。

次回、第6回目となる会議は、7月1日の火曜日に開催が予定されておりまして、第6回目の会議では、委員から出された意見を反映した答申案の取りまとめを審議案件として議論が行われることとなっております。

続きまして、子ども議会の開催についてであります。

本年は、7月28日の月曜日に、議場をお借りして子ども議会を開催することとしております。

昨年度と同様に、町内の小学6年生及び中学2年生の児童生徒が、テーマに沿って意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うこととし、午前中にリハーサルを行い、午後から1日議員の任命式、議会本番の1日で実施を予定しております。

以上、2 継続審査の(1)斑鳩町の学校教育についてのご説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 また、まとめはしてくれはるんでしょうけども、今の時点でどんな意見がでてい  
るんでしょうか。

委員長 仲村教委総務課長。

教委総務 アンケート等に基づきまして、今現在、大筋で意見として出ておりますのは、現  
課長 行の3小学校、2中学校を存続する形で、それをいかに改修していくのかという方  
向で最終議論の方の答申の取りまとめを行うということで、今、進められていると  
ころでございます。

木澤委員 わかりました。また細かいことっていうのは具体的な話、今後どういうふう  
に改修していくとかそんなふうになるんでしょうけども、バリアフリーの話なんかもそ  
の中では意見というか、テーマにあがっていたりするんでしょうか。

|        |                                                                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教委総務課長 | <p>バリアフリーに関しましては、特段個別にという形ではあがっていない状況ですけれども、改修の手法等につきましては、答申案の付則等の中で、どのようなことに留意して改修を行っていくべきかということはこの委員会の方で今、検討されているというところでございます。</p>                          |
| 木澤委員   | <p>ちょっと保護者の方から意見あったのは、エレベーターですね、今後、バリアフリー化をしていくのと、あと車椅子の子どもさんとかもいらっしゃって、つけてほしなという声も聞いておりますので、また検討の中で反映していただければなと思います。</p>                                     |
| 委員長    | <p>嶋田委員。</p>                                                                                                                                                  |
| 嶋田委員   | <p>これ、第6回目かおっしゃいましたけども、第1回からの報告というのは、文書で出してもらえないんですか。</p>                                                                                                     |
| 委員長    | <p>仲村教委総務課長。</p>                                                                                                                                              |
| 教委総務課長 | <p>全ての資料、そして議事録につきましては、町のホームページの方で掲載をさせていただいているところでございますので、もしこちらのほうの資料請求がございましたら、こちらのほう出させていただく分については可能かと思います。</p>                                            |
| 嶋田委員   | <p>先ほど、今の2中学校、3小学校は存続でということですけども、今現在、西小学校は2クラスですわな、斑鳩小学校は4クラスから5クラス、これそのままで残していくのんか、それとも学校編制をして、適正に配置していくのか、小学生の人数、中学生の人数、適正に配置していくの、そこらへんの基本的な考え方はどうですの。</p> |
| 教委総務課長 | <p>委員会の方では将来の30年後の推計、これに基づきまして、30年後につきましても小学校でしたら2から3クラスの方で学級編制になるという見通しに基づきまして、現在、現行の3小学校、2中学校の体制を維持していくというような方向で議論が進められているところでございまして、特に学区の方の校区につきまして</p>    |

は、あらためて検討するというような意見のほうは現在出てないという状況でございます。

嶋田委員      これもわかったようなわからん、結局先送りしているということですか。

教委総務課長      現時点でまだ結論が出されているわけではないんですけども、この検討委員会の中では将来推計を見た中では、現行の3小学校、2中学校の体制を維持するとした中で、どのような改修手法を行っていくのかということがベストではないかというようなことで議論が進められているという状況でございます。

委員長          伴委員。

伴委員          私もこの件について、一般質問させていただいて、おおまかなスケジュール、そのあたりも質問させていただいた、そういう記憶があるんですが、これ正直言うて私危惧しているのは、やはり学校の改修というのは、もしその敷地を考えれば、どっかに、その校舎使えない時に、仮の校舎していかなあかんし、それに対するスポーツというか体育の時間、色々絡みますわな。ほかのやつやったらその分その間休館する、言うたら体育館であればクーラー、工事中やから休ませてもらいますわと、何か月か休みますとこれはいける。学校はそういうわけに、夏休み期間中だけ工事できるようなもんではとってもない、大きな話。まして、それについて全ての学校、順番もあるやろうし、古い順番でいかはるのか、中学小学のその辺の関係もあるやろうし、色々絡んでくる、その辺の議論、そのあたりの議論というのは、今この諮問会議で話されているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

委員長          仲村教委総務課長。

教委総務課長      こちらの検討委員会につきましては、斑鳩町のこの町立小中学校の適正配置、適正規模についての議論が行われているところでございまして、それに対して教育委員会に答申するというものですので、委員会の方ではどのような規模、配置が望ましいのかということを提言するのが役割でございます。それを受けて、今度は、町の方でその答申の内容をもとに、どうやっていくのかという方針を立てました上で、

議会の皆様にご相談をさせていただいて、最終的な案としてやっていくと。その後、整備手法におきましては、これは基本設計等の中で、例えばプレハブ校舎を1棟建てて、それをひとつずつ棟を改修してローリング的に回していくとか、具体的な整備手法が出てまいりますので、その段階において、また検討し、ご相談をさせていただくという流れになりますので、検討委員会におきまして、どのような形で具体的に整備をしていくのかというのが議論の対象にはなっていない状況でございます。

伴委員

スケジュールというか、今検討されている話し合いされている内容はわかりました。結局ベースとなるところの話に集中してある程度やっているということでした。あともうひとつ私危惧しているのは、財政面ですね、非常に大きな、3つの小学校、2つの中学というのは、このあたり一般的に国、県の補助というのは、ついて回ってくるのか、そのあたりどのように、そういうタイミングを見計らってやられるのか、まあ言うたら先の話ですけど、なんにも掴んでなかったらこれ今、話していても無駄になりますからね、結局、財政が回っていかないんやったら。そのあたりどう考えているか教えてください。

教委総務  
課長

国の交付金の考え方なんですけれども、単に今ある校舎を建て替える、これにつきましては、補助の対象とならないとなっております。例えば、二つある小学校をひとつに統合するということにつきましてはこれは補助の対象になりまして、基本的な補助率は2分の1、一方、長寿命化改良ということで、現在の建物の構造部分を長寿命化ということで改修工事を行って、長く使えるようにする、これにつきましては、3分の1の補助が国の方から出るということになっておりますので、今後答申がありまして、町の方針を立てていく際には、そのような補助メニューどのようなものが活用できるのかということも検討しながら、案の方を取りまとめてまいりたいと考えております。

伴委員

これも大きなひとつの柱、今後やっていくうえで、やはり財政というのも非常に大きな負担っていいですか、大きな支出が出る話ですんで、その辺踏まえながら、より良い教育環境というものを整えるような感じで、やはり区切り、区切りで委員会の方にも報告していただくということでよろしくお願いいたします。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

(１) 令和６年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 真弓税務課長。

税務課長

それでは、各課報告事項(１) 令和６年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、ご報告いたします。

はじめに、資料１－１をご覧ください。

本報告は、地方税法の規定に基づいて、令和６年度の町税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものでございます。

資料の１ページ目、(１) 事由別内訳表をご覧くださいませうでしょうか。

はじめに、「地方税法第１５条の７第４項」によるものであります。

この表の下欄外に記載しておりますように、「滞納処分の停止が３年間継続し、納付、納入義務が消滅するもの」でございませう。この事由により不納欠損処分を行ったものは９人で、６８万６，０８０円となっております。

次に、「地方税法第１５条の７第５項」によるものでございませう。

これは、「滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるもの」でございませう。この事由により、不納欠損処分を行ったものは１０人で、５３万６，９６７円となっております。

次に、「地方税法第１８条第１項」によるものであります。

こちらは「消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するもの」でございませう。この事由により不納欠損処分を行ったものは、７人で、２８万９，８５８円となっております。

なお、本事由による不納欠損については、すべて地方税法第１５条の７第１項に

よます滞納処分の執行停止を行っていましたが、停止期間の3年を経過するより前に時効が到来したものでございます。

これら、町税の不納欠損処分の税目別合計は、個人町民税で16人、96万8,005円、法人町民税は0円、固定資産税・都市計画税は8人で、うち、固定資産税が45万3,008円、都市計画税が4万9,792円、軽自動車税は4人で4万2,100円で、全体では26人、151万2,905円となっております。

なお、次ページ以降に、年度別内訳と不納欠損処分の推移について記載しております。

続きまして、令和6年度町税収納状況についてでございます。資料一番末尾の、資料1-2、「令和6年度 町税収納状況」をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、調定額であります。上の表のB列の一番下、合計欄の計の欄をご覧ください。なお、各税目別の収納状況についての説明は省略させていただきますので、後ほどご確認いただきますようお願い申し上げます。

令和6年度の町税の調定額は、現年分と滞納分を合わせて、30億9,665万3,216円となっており、前年度と比較して、5,918万6,788円、1.9%の減となっております。

次に、その右側、「収納額」であります。令和6年度の町税収納額は、30億5,827万5,565円となっており、前年度と比較して、6,272万4,560円、2.0%の減となっております。

続きまして、同じ行の右から3列目、「対調定収納率」、調定額に対する収納率でございます。令和6年度の現年分と滞納分を合わせました全体の収納率は、前年度と比較して、0.1ポイント減の98.8%となっております。

このうち現年分の収納率は、前年度と比較して、0.1ポイントの増、滞納分は、12.0ポイントの減となっております。

最後に、滞納繰越額の状況についてでございます。同じ行の右から4列目、調定額に対する収納残額をご覧ください。令和6年度末の収納残額、滞納繰越額でございますけれども、3,688万8,029円で、下の表に記載しております前年度、令和5年度決算における滞納繰越額、3,409万2,790円と比較しますと、279万5,239円、8.2%の増となっております。

以上、令和6年度町税不納欠損処分及び町税収納状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長  | 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 嶋田委員 | これ1枚目見させていただくと、固定資産税ですね、これは土地や家屋あるんですけども、空き家の方で、結局、支払いがないということなんですかね。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 委員長  | 真弓税務課長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 税務課長 | 事情については様々でございまして、いわゆる生活困窮の場合もございまして、それから相続人が不明な場合、この場合おっしゃるような、いわゆる空き家問題等になっている場合が多いですけども、そういった場合等々ございまして、一概にイコール空き家問題というわけではございません。                                                                                                                                                                                                                         |
| 嶋田委員 | 一概に言えないのはわかるんですけども、そしたら、自分の土地で住んでおられる方、生活困窮者の方が滞納されるということも考えられるということですけどね、その町として滞納分をどう徴収するのか、結局自分の土地であれば、どうするのかとか、そういうようなことは滞納者と相談しておられないんですか。                                                                                                                                                                                                               |
| 税務課長 | <p>ご自分の土地、建物がありながら滞納しているんじゃないかというところのお話だと思いますけれども、かたや、当然厳しく滞納処分していくということもございまして、ただ、一方で生活者でもございまして、生活に困窮されている場合、それも同じようにやっていくのかということもございまして、そのあたりは、それぞれの方の状況を見ながらという対応にはなっております。</p> <p>当然ながらこの、至るに当たりまして、各調査、預金調査等々、給与調査、実態調査はしてまいりますので、その中で、いわゆる悪質ということであれば、そういった対応になりますし、本当に支払えない状況というものもございまして、そのあたりはまた状況は変わってくると思います。ケースバイケースですけども、概ねそういった形で進めております。</p> |
| 委員長  | 伴委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伴委員  | <p>今、説明受けて、その通りやと思いますねん、実際のところ、ケースバイケース、状況を見ながら判断される、すごく良い考え方やと思うんですが、一例あげたらこれ軽自動車、これずっと三角ついて、滞納が出ている。こういうような場合なんかは、比較的差し押さえとか、そういう形になりやすいのか、自動車税というものであれば、そのあたりの判断というのは、自動車も生活にどうしても必要、いろんな形で自動車がなければ生活がでけへんと、こういう考え方、ひとつ、線を、って、いいですか、難しいところあると思いますねんけど、だいたいのガイドラインっていいですか、そのあたりは行政はどう考えておられるかちょっと教えてください。</p> |
| 委員長  | <p>真弓税務課長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 税務課長 | <p>軽自動車の場合ですと、物があるというところでのお話やと思いますけども、同じようにといいですか、調査をさせていただいたうえで、生活困窮の場合、生活保護等を受けておられる場合というのは、保有しながらの場合であっても滞納処分していく場合もございます。ただし、あと財産が本当はない、調査しても見当たらないという場合も今回落としている一つになっておりますけれども、そのあたりのラインということですが、調査を尽くしたうえでということがお答えになろうかと思います。</p>                                                                        |
| 伴委員  | <p>軽自動車もピンからキリっていいですか、非常に厳しい生活の中で安価な車乗っておられるのと、もう今新車やったら200万超えるような軽自動車結構出ていると聞きますんで、そういうような形、ちょっとした高価なものとも言えますし、ひとつその辺の判断を的確にさせていただいて、公平性とそしてなおかつここは守ってあげなアカンなという判断、ルールだけでなく人の判断っていうんですか、そういうのも入れて、今後ともやっていただきたいとお願いしておきます。以上です。</p>                                                                            |
| 委員長  | <p>中川議長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長  | <p>どんな車であろうと、軽自動車1台でこれ滞納、実人数1人で1万円、3人で3万2千円、4人で4万2千円だったら一人平均1万円ぐらいになっとるねんけど、スクラップ屋持って行っても2万円ぐらいになるねんけどな。きれいに回収できる</p>                                                                                                                                                                                           |

し、税法って5年やな。5年間滞納してこの18条か、消滅時効は5年やろ、ほんなんら5年間税金払ってないということは検査してない。俺ずっと口すっぱく言っているように、無車検無保険で町内走られたら、あった者交通事故起こったら被害者の者はたまらんから、そこら警察と連携してどないかならへんかということをやっているとやってきててんやんか。その点どうですやろ。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 ただ今、議長のご質問なんですけれども、これまで議長さんのほうから、色々今申された形でご指摘を受けてまいりました。そうした中で実際に軽自動車、現存しない場合もございますんで、そういった場合で残っているというのもありまして、いわゆる無保険・無車検の車が走っているということがないこともありますんで、ないこともないんで、そのあたりは関係機関と情報を密にしながら、捜査関係者は捜査関係者のところで、私どもは私どもの出来る範囲の中で、取り組んでまいってこういったものを少しでもなくすように努めて参りたいと思います。以上です。

議長 今、部長言ってくれるように、町税やから、町の責務っていったら、税金を納入してもらって、町で、無車検、無保険検挙するのは警察の担当やと思うねんけど、警察は無車検、無保険は1台ずつわからへんもんや、そやから町がどここの何々さんはもう2年以上滞納しているから、乗ってたら検査ないはずやとか、部長言ってくれはったように、それ連携してくれてるの、今。

総務部長 なかなか税務情報というところもございまして、その辺の連携を実際、情報提供というのは大変難しいところもございます。ただ、私どもも実際にその方のところに行きますと、車がない状態だと思われる状況も見受けられますんで、そういったものについては接触が取れましたならば、どうなんやということをお聞きした上で、手続きが済んでないならば手続きしてくださいねということと、きちっと税金の滞納以外にもそういうことがありますよということがお伝えできればその方にもお伝えしていくというふうな形でやっているところもございます。以上です。

議長 部長言ってくれはるように、実際に車は廃車しているけども、手続きしやんと残

っている、現物ないねんというやつはしゃあないと思うねんけども、実際もしか滞納しながら無車検無保険で乗ってるようなやつは、ほんまにどないかなくしてほしいなという気持ちが強いので、その点について実際に車があるやつについてはきちっと指導していただきたいなと思いますんで、お願いします。

委員長 次に、（２）令和６年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

教育次長 令和６年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について報告させていただきます。資料２をお願いいたします。

斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者とし、管理運営を行っております。

斑鳩町文化振興財団の令和６年度の事業報告につきましては、本会議初日に報告させていただいたところでございます。本日は、指定管理者の事業報告について説明させていただきます。

はじめに、資料の１ページ、令和６年度の「施設管理運営費」についてであります。

まず、「１．収入の部」といたしまして、指定管理料収入、使用料収入、また、その他収入として、これまで、ピアノの調律については、ホール利用者が直接、ピアノ調律師に依頼いただく形を取っておりましたが、令和６年度から、指定管理者が調律師と契約し、調律料を指定管理者に支払っていただく形に見直しております。その利用者から受入れしたピアノ調律料７９万２，０００円と８７万２，６０３円をその他収入として計上し、収入合計は、１億３，１４７万８，５９０円となっております。

使用料収入については、前年度と比較して、特に、大ホール及び小ホールでの備品の使用機会の増加等により、６１万８，７６１円、２．９％の増となっております。

次に、「２．支出の部」です。表の一番下の行となりますが、支出合計は、１億２，９３２万２，８６１円で、前年度と比較して、６９７万４，１９９円の増となっております。

主な増加要因といたしましては、賃金・物価上昇に伴う施設管理業務等の委託料

の増額、また、収入の部で申しあげました。ピアノ調律料を新たに計上をしたことなどによりまして、委託料が増額となったこと、さらに、施設の修繕にかかります、修繕料が増額となったことなどによるものでございます。なお、委託料が大きく増額となっておりますのは、退職による、正規職員1名の減と、臨時職員1名の減により、給料等の人件費、および賃金を計上しております事務費が減となっておりますが、その対応としたいまして、派遣職員により対応したことにより、派遣にかかる経費約478万円を委託料に計上していることによるためでございます。

次に、「3の収支差額」でございます。収入合計から支出合計を差し引いた収支差額は、215万5,729円となり、この指定管理料の収益額については、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。

裏面、2ページをお願いします。こちらは、施設の利用状況を示しており、「1の利用区分別」は、1日のうち、午前、午後、夜間の3区分の利用件数で集計した利用状況、「2の利用日数別」は、午前、午後、夜間の少なくとも1区分以上の利用があった日数で集計した利用状況となっております。

まず、「1の利用区分別」では、施設全体の数値について説明させていただきますと、一番下の行の延べ総合計の欄になりますが、左から3つめ利用件数、C欄で、3,818件の利用があり、利用率は、真ん中あたりの「全体」で、42.4%となっております。その4つ右側の前年度の利用件数3,679件と比較をいたしますと、3.8%の増となっております。

次に、その下の「2の利用日数別」です。同様に施設全体で説明させていただきますと、一番下の行の延べ総合計の欄になりますが、左から3つめの利用日数、C欄で、1,941日の利用となっており、利用率は、右隣の欄で、64.3%となっております。その右の前年度の日数1,979日と比較をいたしますと、1.9%の減となっております。

大ホールの利用件数・利用日数の減につきましては、財団の事業に係る使用件数の減等により、また、和室の利用件数・利用日数の減については、一部事業者等、一般利用者の使用件数の減等によるものとなっております。

以上、「令和6年度斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委

員。

木澤委員      その他のところで聞こうと思っていたんですけど、この報告いただいたんで、ホールのことでお尋ねしたいんですけど、大ホールなんかを使うイベントなんかですと、大人数が出入りするんですけど、その際の交通整理とか誘導員とかってというのは、たまにその団体さんでつけていただいていたりするんですけど、ホールの方からは、特にイベント主催者のほうに何かつけてほしいとかそういう基準があったりとか、指導っていうのかな、お願いっていうか、なんかあるんですかね。

委員長          本庄教育次長。

教育次長      特に基準等は設けておりませんが、その利用の状況であつたりとか、来場予定者人数等々、確認をさせていただく中で、おっしゃっていただいているように、事故がありましたりとか、他の利用者の方のご迷惑になることも当然想定もされますので、そのあたりは財団の方から使用される責任者の方等への声掛けといたしますか、お話等はされているということではお伺いをしているところでございます。

木澤委員      強制はでけへんと思うんですけども、なんか特に出口のところですね、過去に事故も何回か起こっているということで、できるだけつけてほしいんやという声もありますんで、さっき言ったように強制とかできませんけど、財団の方から利用者で、主催者の方に対してもそういう声もあるということで、お伝えいただければなというふうに思います。

教育次長      ただ今、おっしゃっていただきました件につきましては、財団の方に今現在の状況等もあらためて、確認をさせていただきながらご意見があつたことにつきましては、お伝えをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします

木澤委員      もう1点、ホールに公衆電話が設置されていたのが、撤去されたと聞いたんです。その言ってきはった人は、災害が起こった時のことを心配してはって、公衆電話はあつたほうがいいんじゃないかという声があるんですけど、そこなんか聞いてますかね。

教育次長 詳細な経緯等につきましては、私の方で認識はしておらないところですが、順次公衆電話につきましては、N T Tの方で利用状況等も見ながら精査をされているというところはお伺いしたことはございますので、その一環の中での取り外しをしたのかなと思うところでございます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 今、ご心配いただいている公衆電話の件につきましては、N T Tと災害時の協定結んでおりまして、いかるがホールでしたら2回線、避難者数に応じた、想定 of 避難者数に応じた回線を確保するというので、すでに公衆電話用の電話網というのはホワイエの、町民ホールのところで電話を確保しているという形でご理解をいただければ、2回線は、避難所になった場合、電話器を持って行って、そこを公衆電話代わりの電話器をおいて無料で通話ができるという形で、昨年度から取り組んでいるところでございますので、ご理解いただければなと思っております。

木澤委員 普段は設置してないということなんですね、そして災害が起こった時に電話器を備品としてホールで置いて、緊急時活用できるという形なんですか。

安全安心課長 おっしゃるとおりでございます。

委員長 中川議長。

議長 人件費は271万円減になっているのは辞められたということやねんけど、委託料に派遣の職員さんの分が入っているから委託料上がっている。何名と何名でなんぼとなんぼなんやろ。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 まず、正規職員1名の退職と臨時職員1名の方も派遣に切り替えておりまして、2名がこれまでの正規職員、また臨時職員の減となっております。その分の経費の

減といいますのが、約４５６万円ございます。その代わりの２名を派遣職員ということで、派遣を委託をしておりますしてその派遣に関する委託料が４７８万円という形になっております。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 松岡総務課長。

総務課長 総務課から１点、ご報告させていただきたいと思います。「職員採用試験の実施について」であります。

令和８年４月１日採用の職員採用試験を実施してまいりたいと考えております。募集職種であります、「一般事務職」、「保育士・幼稚園教諭」、「介護支援専門員」といたしまして、このうち、一般事務職では、行政職員の経験者雇用区分を設けることとしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、受験可能年齢につきましては、「一般事務職」「保育士・幼稚園教諭」につきましては、３０歳以下、「行政経験を有することを条件とする者」につきましては、４５歳以下、「介護支援専門員」については、５０歳以下として、実施してまいりたいと考えております。

試験につきましては、第１次試験におきまして、適性試験と書類選考の２つの試験を組み合わせ実施をいたします。

このうち、職務適性等をはかる目的で実施するものにつきましては、Ｗｅｂ試験というかたちで、受験の機会を広く確保してまいりたいと考えております。

ただし、行政職員経験者の雇用区分につきましては、過去の職務経験から、その職務適性を有しているものとして、第１次試験については、書類選考といたします。第２次、第３次試験につきましては、全ての区分におきまして、適性試験、口述試験を実施してまいります。

なお、７月１日からエントリーの受付を開始することといたしまして、試験の概要につきましては、７月号の広報いかるが及びホームページ等で掲載してまいりたいと考えております。

以上、総務課から、職員採用試験の実施についての報告といたします。

委員長 本庄教育次長。

続きまして、教育委員会事務局、生涯学習課のほうから、図書館システム構築業務におけます、コンピュータウィルス感染発生事案に関する個別通知につきまして、報告させていただきます。

本事案については、令和6年10月1日からの運用開始に向けた図書館システムの構築作業中におきまして、運用開始前の9月30日にシステムサーバ内のデータ等が暗号化をされ、ランサムウェアに感染されたことが確認されたものでございます。昨年11月22日の当総務常任委員会において、専門業者による調査の結果、個人情報を含むデータが外部に流出した痕跡は確認されなかった旨、また、原因究明とシステムの再設計・再構築を行い、セキュリティを強化するなど、再発防止対策を講じたうえで、11月1日から図書館のシステムのサービスの提供を開始させていただいた旨のご報告をさせていただいたところでございます。

また、町ホームページや報道通知等により、事案発生以後、その経過等についてはお知らせをいたしておりました。

その後におきましても、追加対応として、違法な情報の取引が行われるダークウェブの調査を継続して行ってまいりましたが、関連する情報等が不正に流出している事実は確認をされておらず、また、二次被害に関する報告も受けていない状況です。

そうした中、この間、個人情報保護委員会によります具体的な状況等に関する調査や資料の提供等に対応してまいりましたが、今般、当該委員会の方から、第三者による情報閲覧も、そちらの方も情報漏えいとなりますと、また、情報流出の痕跡等がなくても、個人情報の保護に関する法律に規定をいたします、不正の目的をもって行われたおそれがある行為による個人情報の漏えい等が発生したおそれがある事態に該当するというようなことから、法律の規定にもとづき、本人への個別通知が必要という見解が示されたところでございます。

つきましては、今回の図書館システム構築業務におけますコンピュータウィルス感染発生事案に関する概要、また、原因、また、追加対応も含めた調査結果等につきまして、対象者に個別にお知らせをすることといたしました。現在、委託事業者との調整等、その準備を進めているところでございます。

以上、図書館システム構築業務におけるコンピュータウィルス感染発生事案に関する個別通知についてのご報告とします。よろしくお願いいたします。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長  | これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 木澤委員 | 図書館の関係なんですけれども、ちょっと聞いててよく分からなかったんですけども、情報閲覧がされていて、そこから漏えいしている可能性があるのと、本人さんに通知する必要性があるということなんですけれども、情報閲覧っていうのはなんなんですか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委員長  | 本庄教育次長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 教育次長 | 繰り返しになって申し訳ないんですけども、当該図書館システムのサーバーのほうから、個人情報のデータが抜き取られる、いわゆる搾取される、流出したというような形跡は確認できないというところではあるんですが、不正アクセスがあった時点で、その中にある個人さんの、個人情報のデータが見られてしまった恐れがあるというようなところで、法律にもとづきます、情報漏えいがあった恐れがある事態に該当するというようなところから、そういった事態があった場合には、当該本人さんのほうに通知をしないといけないというようなことで、法律上規定がされておりますので、その規定にもとづく、個別の通知が必要だという点から、今回、個人情報保護委員会のほうから示された、いうところで、それに対応をしていくというものでございます。 |
| 委員長  | 中川議長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長  | 対象者って何名くらいおられますの。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委員長  | 本庄教育次長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育次長 | 団体等も含めまして、約2万2千件のデータがございますので、個別に送っていくというかたちで、今後、調整をしていくかたちになります。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委員長  | 嶋田委員。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|      |                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 嶋田委員 | 不正アクセスは犯罪になるわけなんですか。                                                                                                                                                                                                             |
| 委員長  | 本庄教育次長。                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育次長 | 情報の搾取であったりとか、あるいは、当町の図書館システムを使えないようにしたというようなところから、犯罪になってこようかと思います。この件に関しましては、奈良県警のほうにも、報告をさせていただいて、その情報等も提供させていただいております。捜査等についても、結果としては、報告は受けておりませんけれども、全国的にランサムウェア被害というのが拡大しているなかで、警察のほうとしても捜査等はしていくというようなことは報告は受けているところでございます。 |
| 委員長  | 他にございませんか。                                                                                                                                                                                                                       |
|      | ( な し )                                                                                                                                                                                                                          |
| 委員長  | ないようですので、これをもって、3. 各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。                                                                                                                                                         |
| 嶋田委員 |                                                                                                                                                                                                                                  |
| 嶋田委員 | これ、継続審査でね、斑鳩町の学校教育についてと、前回、委員会で決められましたけれども、学校教育についてっていうの、ものすごく範囲広いですね。ある程度しぼったほうがよいのではないかなと思うんです。結局、極端に言えば、右か左か、教育の関係もあるし、歴史問題のこれも、教育についてやし、そういうふうなの抜きにしてね、とにかく、範囲が広すぎるので、そういうの抜きにしての、教育、学校関係、いう意味で何か、いい文言ないかなとは思いますが。           |
| 委員長  | 横田委員。                                                                                                                                                                                                                            |
| 横田委員 | 私も今の学校教育についてっていうところでは、非常に範囲が大きすぎると思いますんで、私はですねもう少し絞って、学校教育の環境整備等についてというテー                                                                                                                                                        |

マで、やってはどうかと思います。

その理由はですね、現在、斑鳩町子どもが輝く未来構想検討委員会で、町立学校の適正規模や適性配置等について、検討されています。今後、方針を決定して、学校のハード面の整備について、長い期間での審査が必要になってくると思います。また、ハード面だけでなく、ソフト面での環境整備など、ハード以外の案件も審議できるように学校教育の環境整備等についてというテーマが私は望ましいと思います。以上です。

委員長       今のテーマでどうでしょうか。ほかの委員さん。いま、横田委員からあった、学校教育の環境整備等についてどうですか。   木澤委員。

木澤委員       基本的に、議会のほうで、教育内容に踏み込むような議論というのはすべきでないし、無いとは思いますが、おっしゃるように、もう少ししぼったほうがいいという意見には賛成ですし、横田委員から提案いただいたそのテーマでいいんじゃないかなと。

委員長       嶋田委員。

嶋田委員       今すぐに決めるのではなく、各委員、次回までに考えて、次回に発表してもらおうというかたちでも、いいんじゃないかなと思います。

委員長       そのかたちやと、閉会中の委員会が、継続審査できない。

嶋田委員       いや、今現在あるやん。

委員長       このままでいいんですか。学校教育について、閉会中はこれでいいっていう話ですか。   伴委員。

伴委員       次回まで、どれがいいか考えさせていただければと思います。

委員長       わかりました。それでは、引き続き、次回までは、今、現在の「斑鳩町の学校教

育について」を継続審査案件とさせていただいてよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、そのような形でさせていただきます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

（ 午前10時22分 閉会 ）